

行田市南河原地区 簡易水道事業統合のお知らせ

平成29年4月1日から「行田市南河原地区簡易水道事業」が「行田市水道事業」に統合されます。

旧南河原村との合併以降、本市では2つの水道事業で経営してきましたが、将来の経営基盤の安定や施設・事務の効率化を図るため統合し、行田市水道事業で経営する運びになりました。

なお、事業の統合により、南河原地区のお客様の納入通知書は、茶色の「南河原簡易水道料金納入通知書」から青色の「水道料金納入通知書」に変更となりますが、水道料金や各種手数料等の変更はありません。また、統合にかかる新たな手続きも必要ありません。

水道の使用開始・中止等に関する届出について

水道は、家ごと(マンションやアパートの部屋も1つの家として取り扱います)に市へ届出をしてから使用することになります。

水道の使用を開始・中止等をする際は電話等で水道課にご連絡ください。

行田市水道課 048-553-0131(代)

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。

ご利用の際の詳細については下記の行田市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/densisinsei.html>

全国コンクールで入選しました!!

日本水道新聞社主催の「第58回水道週間協賛懸賞募集」図画の部で、桜ヶ丘小学校(5年)の中嶋悠斗さんが見事入選しました。

おめでとうございます。



水道料金の口座振替のご利用のお願い

水道料金のお支払いは、簡単で便利な口座振替のご利用をおすすめしています。手続きは、水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑をお持ちになり、各指定金融機関にてお願いします。(申込み用紙は、各指定金融機関にあります。)

口座振替のできる指定金融機関は次のとおりです。

①金融機関の本・支店

埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・足利銀行・東和銀行・群馬銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・熊谷商工信用組合

②埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局

③行田市内のほくさい農業協同組合

各支店



ご利用ください!! コンビニ収納

主な取り扱いコンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ他

※その他の取り扱い店舗は、納付書裏面をご確認ください。

休日・夜間納付窓口のご利用を

コンビニでの納付以外でも、下記のとおり水道料金お支払いのための休日及び夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日	
	休日(日曜日)	夜間(火曜日)
平成29年2月	5日	7日・21日
平成29年3月	5日・26日	7日・21日

平成29年4月以降は夜間窓口のみの開設となりますので、ご注意ください。4月以降の日程は「市報ぎょうだ」でお知らせします。

場 所：行田市大字前谷1番地1 西部配水場(水道庁舎)
電話 048-553-0131
時 間：休日 午前8時30分から正午まで
夜間 午後7時まで